

随意契約（相手方指定）調書

件 名	町屋四丁目実揚遺跡〇地点二次整理作業業務委託	No.5200843
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和7年12月22日	
契約金額	4, 400, 000円（消費税込み）	

契約相手方	トキオ文化財株式会社 (法人番号：1012401032545)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	町屋四丁目実揚遺跡〇地点二次整理作業業務委託
指名業者 (案)	名称 トキオ文化財株式会社 代表者 代表取締役 谷本 喬 所在地 東京都多摩市関戸五丁目1番地14
特命理由	<p>本件は、令和6年度に実施した「町屋四丁目実揚遺跡〇地点本発掘調査委託」に継続して、出土資料や遺構の分析・図面製作等を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件の履行にあたっては、業務の継続性を考慮する必要があり、本発掘調査の結果だけでなく、令和6年度の調査時に得られた地中の詳細な情報や遺物の状況等の周辺状況を詳細に把握していることで、より的確な遺物の復元や情報整理・報告書の作成が可能となる。</p> <p>② 本件業務は、考古学的な知見・手法を用いて実施する専門性の高い業務である。上記業者は、高い専門知識と豊富な経験を有しており、令和6年度に実施した「町屋四丁目実揚遺跡〇地点本発掘調査委託」の履行実績についても極めて良好であったため、迅速かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)